

《論 説》

特許権侵害訴訟の実証分析：日本と中国の比較分析を中心に

張 星 源
姜 佳 明
(岡山大学)

第1節 はじめに

企業のグローバル戦略において、知的財産の重要性が高まりつつあり、知的財産権には確固たる保護が必要とされる。その一方で、特許制度については、国際条約である工業所有権の保護に関するパリ条約により、各国特許独立の原則が規定されている。各国での特許に関する紛争が及ぶ範囲が当該国内に限られるという点と、特許権の登録に関する特許係争に関する経済分析においては、各国特許独立の原則に基づき、各国の特許訴訟における各種条件が異なるという点は、この種の分析の特徴である。

日本では、小泉内閣のときから、知的財産立国と位置づけ、さらに2002年11月には知的財産基本法を制定した。この法律は、特に2005年の知的財産高等裁判所の設置に繋がったと言う（クリストフ・ラーデマツハー（2011））。知的財産高等裁判所の設立から12年目を迎えたが、日本における特許権侵害訴訟の現状に対しては、迅速性、予見可能性及び経済性等の点で一定の評価がされる一方で、訴訟件数、勝訴率、証拠収集、損害賠償額などの面で不十分さを指摘する声もあった（山口・長野（2015））。それに対して、中国において知的財産法院の設立はごく最近のことであった。2014年末に、北京、広州と上海の三か所に知的財産法院が設けられた。それにもかかわらず、中国の特許・意匠・実用新案の訴訟新受件数は極めて多く、2014年では、9648件までに上る。それに比べ、同じ年の日本の知的財産関連の新受件数はわずか552件しかない（山口・長野（2015）、呉・李（2016））。

中国の最初の特許法は1985年に実施された。そのために、中国の知的財産保護の歴史は浅く、各地方には文化的にも、人間関係なども多少影響を及ぼすことがあるため、同様の事件について、異なる判決が言い渡され、異なる見解が発表されることもしばしばあると言われている。しかしその一方で、30数年に亘っての知的財産権関連法律の施行、及び、中国における知的財産権の利用と保護の実際状況に適応させるため、重なった改正を行ったことで、先進国並みの制度が出来上がっており、国民の知的財産権への認識が高まってきたと言う（魏・劉（2015））。

経済学の視点から特許訴訟に関する先行研究は欧米を中心に数多くみられている。例えば、Lanjouw and Schankerman（2001, 2004）の一連の研究では、米国の特許訴訟発生インセンティブ構造に関する実証的な研究を行った。その一方で、Bessen and Meurer（2005）では米国における訴訟提起の確率、費用負担、和解率を特許規模、請求項、特許引用等の情報を用いて分析した。また、日本に関しても、柚木（2011）を取り上げることができる。その研究では2005年から2010年にかけての地方裁判所の147と高等裁判所の121件の判決に基づき、日本の特許訴訟の確定判決、とりわけ侵害認定に関する決定要因を特許引用、請求項、特許審査期間、申立手数料といった要素に基づき検討した。しかし、柚木（2011）に用いられているサンプルはかなり限定的なものである一方で、損害賠償金についての分析が行われていない。

他方、中国に関する研究は極めて少ないのが実情である。Love et al.（2016）では、外国企業の中国における特許訴訟事件に焦点を合わせ、勝訴率や損害賠償金に関する実証的な分析を行った。彼らの結論とし

ては、経済発展がより進んでいる中国沿海部の都市部においては、法施行状況は米国に近づいていると確認できると言う。Love et al. (2016) に取り上げられたサンプルは471件に上るが、計量的な分析を行っていない。その結論をさらに検証する必要があると思われる。

本稿では、中国と日本における特許権侵害訴訟の一審判決のアウトプットに焦点を当てて、勝訴率や損害賠償金額の容認に関する決定要因を実証的に分析することを目的とする。そこで、日本の最高裁判所のウェブサイトの「知的財産裁判例集」に掲載されている地方裁判所の裁判記録、及び、中国最高人民法院の「中国裁判文書網」に最近公開された中級人民法院の裁判記録にそれぞれ“特許”と“発明専利”というキーワードを用いて、検索し、判決又は裁定に関する情報を収集できた。そのうえで、日本と中国における特許権侵害訴訟の現状を地方裁判所の裁判記録に基づき、比較しながら概観し、実証分析の視点から日本と中国における特許権侵害訴訟の一審判決のアウトプットの決定要因に関する計量分析を行うことを試みる。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2節では、中国と日本の特許事業と法環境の現状を述べ、両国の間の差異点を探る。第3節では、収集できた統計データに基づき中国の特許権侵害訴訟の現状を日本の状況と比較しながら概観する。第4節では、計量的な手法で中国と日本の特許権侵害訴訟の勝訴率や損害賠償金額の決定要因を検討する。最後に第5節は結びである。

第2節 中国と日本の特許事業と法環境

1. 特許事業の現状及び特許出願動向

中国では、“発明”、“实用新型”及び“外观设计”に該当するものを“専利”という一つの文言でまとめている。そのうち、“発明専利”と“外观设计専利”は日本の発明特許と意匠にそれぞれ相当するものであるが、“实用新型専利”は、日本の実用新案に比べ、保護対象が若干狭くされている。“实用新型専利”と“外观设计専利”の出願に対して初歩的な審査しか行わずに権利が付与される。本稿では、特に記述しない限り、特許とは発明専利又は発明特許を指す。

図1はいわゆるIP5（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標局（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）及び韓国特許庁（KIPO）からなる五大特許庁）への発明特許出願件数の推移を示すものである。

2005年において、日本国特許庁に出願された特許の出願件数は最も多く、42万件を超えており、その

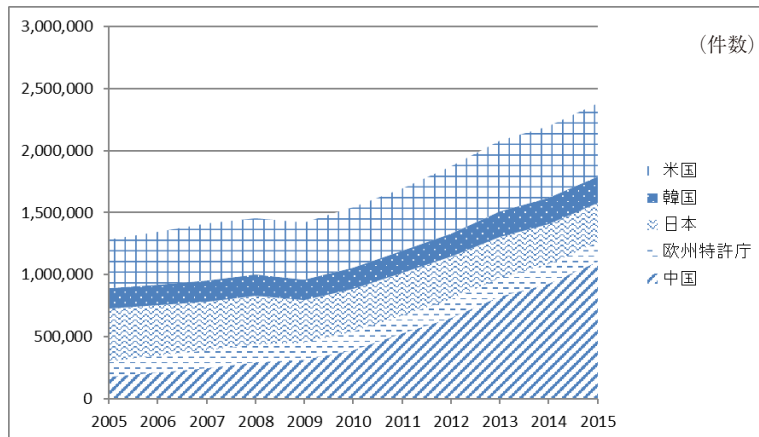


図1 IP5諸国特許出願の推移

出所：WIPOのデータにより作成

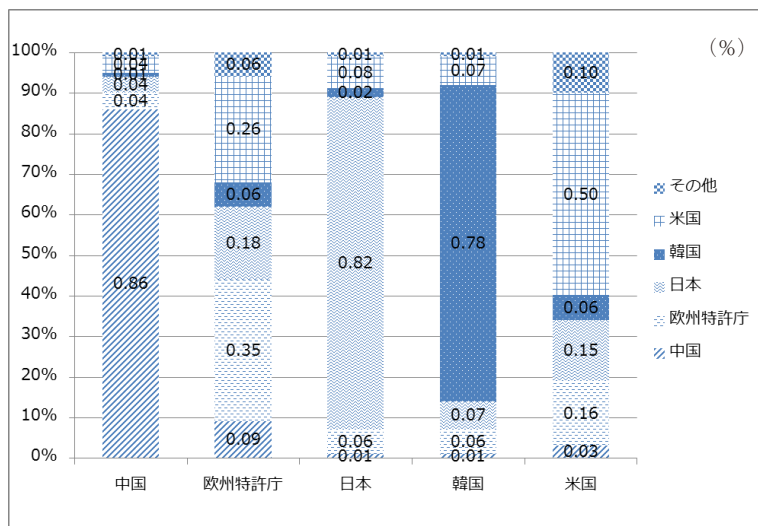


図2 IP5特許出願人居住国別（2015年）

出所：WIPOのデータにより作成

次に続くのは米国であり、約39万件となっている。その後、日本国特許庁への特許出願件数が減りはじめ、2015年の時点では、32万件弱まで減少した。それに対して中国国家知識産権局への特許出願が加速し、2011年には米国の503,582件を抜き、526,412件に達しており、世界第一位に浮上した。

図2はIP5における各国の国内居住者、及び日本をはじめ、米国、EU諸国及び韓国のそれぞれの特許当局に2015年の特許出願件数のシェアを表している。

中国国家知識産権局への特許出願件数のうち、約86%が中国国内居住者によるものであることが分かる。その次に続くのは日本、米国と欧州諸国であり、それぞれ4%前後を占めている。諸外国居住者からの中国への出願件数は全体の14%に過ぎない。日本国特許庁への特許出願状況は中国と似ており、日本国内居住者の出願件数が圧倒的であり、約82%を占めている。その次は米国からの出願であり、約8%であった。それに対して、米国特許商標局に受理された特許申請件数の約50%が米国以外の居住者による出願である。その中では日本及び欧州諸国からの出願が目立っており、それぞれ米国特許商標局への出願全体の15%と16%を占めている。それらに比べ、中国と韓国からの出願が全体の3～6%程度であると見て取れる。

2. 中国特許制度の変遷

付表1に示されるように、日本及び欧米に比べ現代中国特許制度の歴史は短い。現行の中国特許法である中華人民共和国専利法が1984年3月12日に中国の国会にあたる全国人民代表大会常務委員会会議に採択され、1985年4月1日から実施された。

中国の特許法は3回に亘って改正された。第1次改正は1992年に行われた。この改正は一連の国際組織の加盟に伴うものである一方で、アメリカとの間に知的財産権保護を巡り、数年に亘る激しい応酬の結果であるとも言える（韓（2005））。

改正の主な内容として、特許保護の対象を薬品、食品、化学物資まで拡大し、発明、実用新案と意匠の保護期間をそれぞれ15年から20年、8年から10年に延長した。さらに、付与前異議申立を付与後申立制度に変更した。その変更によって、特許の審査時間は短縮されたという指摘もあった（Hu and Jefferson（2006））。

附表 1. 中国特許制度の沿革

年度	法律の名称	主要内容
1980年1月		中華人民共和国専利局設立
1980年6月		WIPO加盟
1984年3月	中華人民共和国専利法 (1985年4月実施)	特許, 実用新案と意匠の定め, 公開, 審査請求, 公告後の異議申立制度の導入, 特許期間15年, 実用新案と意匠8年
1985年3月		パリ条約加盟
1992年9月	一回目の改正 (1993年1月実施)	特許保護対象の拡大, 特許, 実用新案と意匠期間をそれぞれ20年と10年に延長, 付与後異議制度への変更
1994年1月		PCT加盟
1998年3月		中国専利局から中国国家知識産権局へ名称変更
2000年8月	二回目の改正 (2001年7月実施)	TRIPsに合わせ, 特許権の保有と所有の明確化, 職務かつ名の報奨制度, 訴訟前差止め制度の導入, 特許権侵害の賠償額の算定方法の規定, 付与後異議申立の廃止, 特許行政管理機構の役割の明確化
2001年12月		WTO加盟
2008年12月	三回目の改正 (2009年10月実施)	涉外代理機構指定の廃止, 中国に先に出願する制限の緩和, 損害賠償額の増額, 絶対的新規性基準の採用, 意匠の付与基準の厳格化, 訴訟前仮処分と証拠保全の明確化
2015年12月	四回目改正に向けて改正草案公表	間接侵害に関する規定に加え, 特許権侵害に対する行政強制実行力の強化, 損害賠償責任の強化やネットワークサービス提供者の特許侵害品流通に関する連帯責任の明確化等

出所: 張・中田 (2012)

第2次改正はWTOへの加盟に向けた一連の法整備の一環として2000年に行われた。この改正によって、中国の特許制度はかなりの程度で、多数の国際慣例とTRIPs協定に一致するようになった(劉(2002))。

発明特許に関する主な改正では、特許権者の許諾なしに、生産や販売といった事業として発明を実施することが侵害とみなされると明確にし、特許権者の保護について司法上の判定根拠を提供した。同時に、訴訟前差止めの規定や特許権侵害に対する損害賠償額の算定方法が初めて特許法に定められた。さらに、特許行政管理機関の役割を明らかにした。特許行政管理機関は、特許紛争事件における当事者からの処理請求の受理を受けること、侵害行為の停止を命じること、裁判所に行政執行を要請することや当事者の請求に応じて特許権侵害の賠償額について調停することができることが特許法に明記された。

第2次改正以降、中国の知的財産権保護を取り巻く環境が大きく変わった。中国政府は自主創新型(イノベーション型)の国家建設の発展戦略を打ち出した一方で、中国企業は自らの知的財産が重要な経営資源であると認識し、国内のみならず、国際特許(PCT)にも積極的に出願しはじめた。このような変化に適応させるために、2009年には第3次改定が行われた。

第3次改定では、涉外代理機構指定を廃止し、外国人が中国国内居住者と同様に法律によって設立された特許代理機構に出願等の業務を委託することにしたと同時に、外国に出願する場合は中国に先に出願するという制限を緩和した。他方、これまで採用された相対的新規性基準を見直し、絶対的新規性基準を採用し、意匠の付与基準をも厳格化した。さらに、第3次改定には、損害賠償額の増額、訴訟前仮処分と証拠保全の明確化、特許行政管理機関に新たに幾つかの権限を与えること等が盛り込まれた(張・中田(2012))。

2009年の第3次に続く第4次改正に向けた検討が進められている。第4次改正については、特許保護の強化、特許活用の促進、特許水準の向上等の観点から検討が行われている(特許行政年次報告書(2016))。

第4回改正草案(審議送付稿)は2015年12月2日に中国政府により公表され、意見聴取が行われた¹。この草案において、現行法にはまだ触れていない間接侵害に関する規定が初めて定められ、特許権侵害に対する行政強制執行力の強化、損害賠償責任の強化や、近年、中国ではインターネットショッピングによ

1 改正草案の詳細については<http://www.chinalaw.gov.cn/article/cazjgg/201512/20151200479591.shtml>を参照。

る侵害品の流通が多くみられることから、ネットワークサービス提供者の連帯責任の明確化等の修正意見が出された。

こうした意見聴取の結果に基づいて、中国政府の審議・調整を経た後、日本の国会にあたる中国全国人民代表大会常委会に送付され、審議及び可決に臨まれる見込みである。

3. 中国の特許紛争審理

図3に示されるように、中国の特許紛争の審理機関としては、司法ルート（裁判所）以外には、特許行政管理機関という行政ルートが存在する。後者は、国家知識産権局をはじめ中国各省、自治区、直轄市政府及び特許事務量が大きく、実際的処理能力を有する区政府が設置する特許事務を管理する部門を指している。

中国の人民法院は基層、中級、高級及び最高人民法院という4層構造をとっている。最高人民法院を中心に、各省・直轄市等を含め32の高級人民法院、400以上の中級人民法院、3000以上の基層人民法院から構成される²。

特許権侵害事件にあたって、涉外事件は原則として中級人民法院が第一審となり、基層人民法院にて争うことはない。また、訴額が特に大きい場合、又は、当事者の一方の住所が当該管轄権地域にない場合は、高級人民法院が第一審となるケースもあると言う（河野・張（2011））。また、中国は2審制を取っているが、例外的に民事再審制度が設けられている。これは人民法院の行った誤った判決又は裁定に対して再び裁判を行う制度である。

中国の特許訴訟において、各地方には文化的にも、人間関係なども多少影響を及ぼすことがあるため、同様の事件について、しばしば異なる判決が言い渡され、異なる見解が発表されることもある。こうした

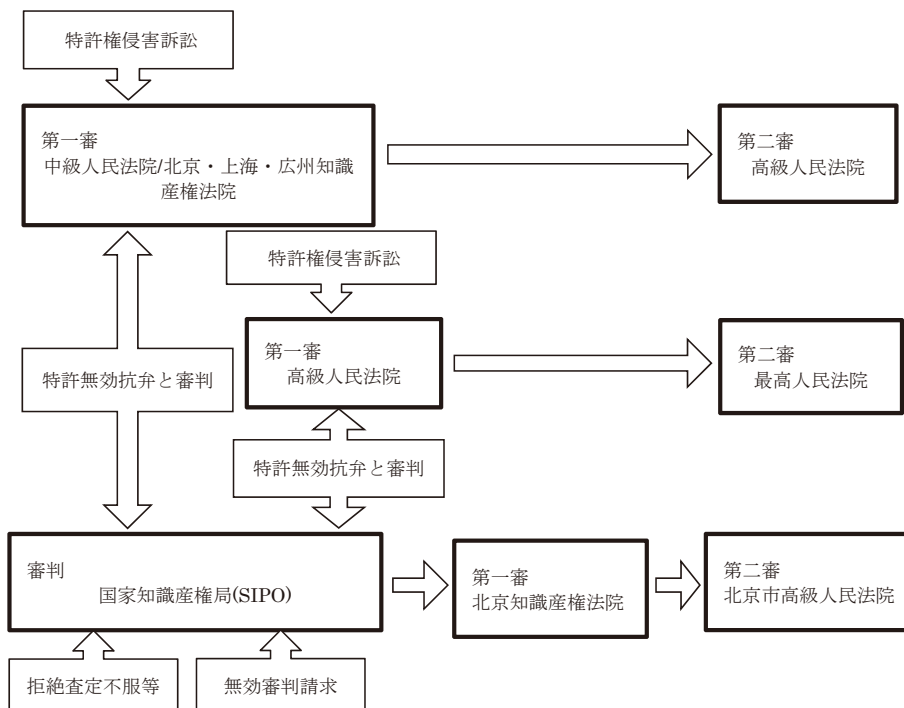


図3 中国における特許紛争の審理機関

出所：河野・張（2011）、魏・劉（2015）に基づき、筆者より作成

2 中国最高人民法院ウェブサイト <http://www.court.gov.cn/jigou.html> を参照。

現象を改善するために、2014年に、北京市、上海市及び広州市にそれぞれ知識産権法院が設置された。特に注目されるべきこととしては、知的財産権に関する行政事件と民事事件は、まとめて知的財産裁判所の管轄に入ることである。今までは民事事件は、知的財産裁判廷、行政事件は行政裁判廷により別々に審理されてきた。2014年11月4日以降、特許に関する行政事件は、すべて北京知識産権法院の管轄になっている。従って、外国企業にとっては、北京知識産権法院とその上級審である北京市高級人民法院は特許紛争を処理する最も重要な法院である（魏・劉（2015））。

中国の特許権侵害訴訟の第一審においては、原告の差止め請求、差止め請求の付帯請求としての影響の除去と謝罪、そして損害賠償請求に対する審理が行われる。中国における損害賠償額の算定にあたって、①権利者の損害額、②侵害者の取得した利益、③実施許諾料の倍数、④法定賠償という損害賠償請求の優先順位に従って行われると言われている（河野・張（2011））。

中国において、特許を無効とする権限を有するのは国家知識産権局（SIPO）であり、裁判所では、特許権侵害の民事訴訟において特許の有効性を判断する権限を有しない。このような無効審判と特許権侵害の民事訴訟審判を特許行政機関と裁判所で別々で行われるいわゆるバイファーケーションシステム（bifurcation system）はドイツ等の国でも採用されている（Cremers et al. (2016)）。当事者が特許行政機関である国家知識産権局の判断に不服である場合には、北京知識産権法院に司法審査のための行政訴訟を提起し、さらに、北京市高級人民法院へ控訴することが可能である。特許権侵害訴訟においては、被告が特許無効の抗弁を出すことが多い。被告は、国家知識産権局における無効手続の係争中という理由で民事訴訟の審理中断を求めることもできる。

4. 日本の特許関係訴訟の管轄及び無効審判のダブルトラックシステム

図4に示されるように、いわゆる“技術型”の案件、特に特許権や実用新案権等に関する訴えは、知的財産権関係民事事件を取り扱う専門部を有する東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄に属するとともにその控訴事件は、知的財産高等裁判所がすべて取り扱うという³。また、当事者が判決に不服があれば、原則として3段階までの審理及び裁判が受けられるという三審制度を採用している。

特許権侵害訴訟の第一審においては、侵害論と損害論からなる2段階審理方式が採用される。第1段階の侵害論は、充足論と無効論その他の抗弁の成否を含む、効率的且つ迅速な審理を行うため、第1回口頭弁論後に複数回に亘り争点整理手続がなされるような審理モデルが設定され、これに沿って審理が進めら

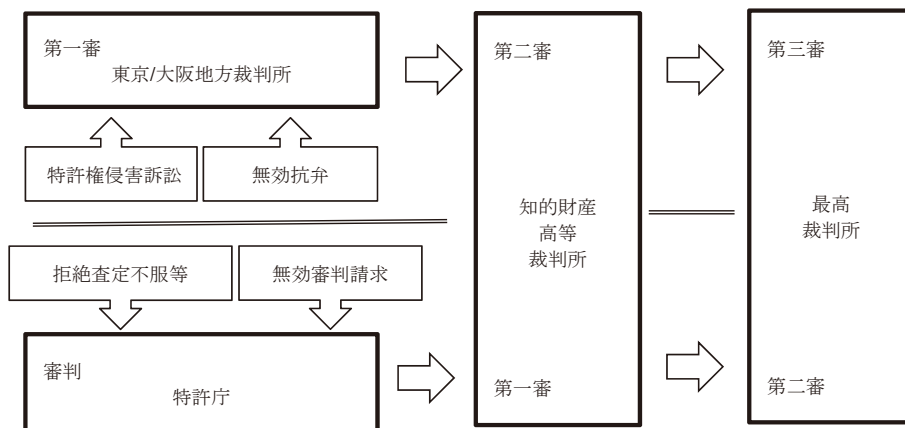


図4 日本における特許紛争の審理機関

出所：特許庁（2010）に基づき、筆者より作成

3 知財高裁パンフレット（http://www.ip.courts.go.jp/documents/thesis/141006_setugusiryoy/index.html）を参照。

れる。そのうち、充足論とは、被告の製造販売している製品又は方法が、原告の特許発明の技術的な範囲に属するか否かという点に、無効論は当該特許が無効にされるべきか否かという点に注目している⁴。第1段階の審理を終えた後、裁判官が特許権侵害成立の心証に至った場合には損害論の審理に入り、侵害不成立の心証に至った場合には損害論の審理に入らず、審理を終結する旨の訴訟指揮がとられるため、裁判官が明示的に心証を述べる場合はもちろんのこと、そうでない場合であっても、侵害論終了後の訴訟進行によって、裁判官の心証がおのずと当事者に明らかとなる審理方式をとる。

特許権侵害訴訟にあたって、中国やドイツのバイファーケーションシステムと異なり、日本では米国やイギリスと同様に、特許権侵害訴訟における無効の抗弁と特許庁における無効審判というダブルトラックシステム(double track system)を採用している。裁判所では、無効理由の存在が「明らか」である場合に限らず、特許の有効性について判断することが可能となり、侵害訴訟において、当該特許が「特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」とされた(特許法第104条の3)。また、侵害訴訟における特許の有効性についての判断と特許庁における特許無効審判の間の判断齟齬の防止のための制度上及び運用上の方策として、特許法第168条第5項、第6項の創設と合わせて、「紛争の実効的解決・判断齟齬の防止の観点から、侵害訴訟係属中に請求があった特許無効審判については、早期に審理する対象にされる予定である(特許庁(2010))。また、侵害訴訟と特許無効審判の判断が齟齬するおそれがあるときは、裁判所は、裁量により訴訟手続を中止するものとされている(特許法第168条第2項)」と説明する。

裁判所の特許権侵害訴訟における無効抗弁と特許庁の無効審判との相違点としては以下のようなものが挙げられる(特許庁(2010))。

(1) 特許庁の無効審判の効力は遡及的である。「特許を無効にすべき旨の審判が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。」(特許法第125条)

(2) 侵害訴訟において、無効の抗弁を支持し、特許権の行使を否定した裁判所の確定判決は、当事者間のみの相対的効力があるが、当該特許を無効にする直接的効果はない。

(3) 裁判所の当該判決は、敗訴した特許権者と被疑侵害者に対して、当該特許権者は、被疑侵害者に対し、当該特許権に基づく差止め及び損害賠償を請求する権利をもたないという既判力を有する。

図5では、中国と日本の知的財産権関係訴訟(民事一審)件数の推移を示している。中国のデータは、特許、

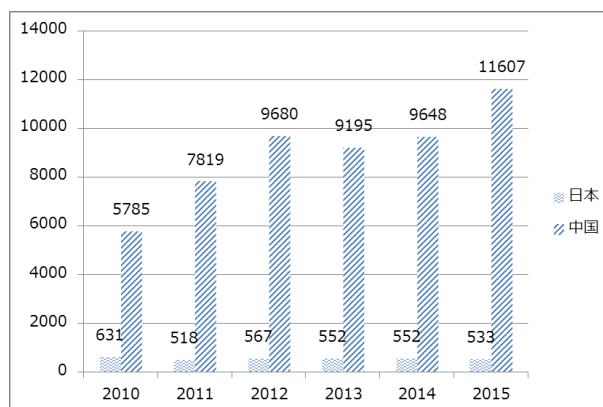


図5 日中における知的財産権関係訴訟(民事一審)件数の推移

出所：知的財産高等裁判所統計、中国最高人民法院「知的財産権司法保護状況(2015)」に基づき、筆者より作成

実用新案及び意匠についての合計件数である一方で、日本の知的財産権関係民事事件の新受件数には知的財産関係すべてのものが含まれていることに留意しておきたい。

近年中国の特許に関する訴訟の案件件数は急増しており、日本国内の特許に関わる訴訟案件の数が年々低下することと対照的である。中国における訴訟件数に比べ、日本の訴訟件数は極めて少ない。また、「特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書（2015）」によると、2011年から2014年の間に日本における特許・実案・意匠に関する新受件数はわずかであり、184～280件に徘徊していることが分かる。

第3節 統計データからみる中国と日本の特許権侵害訴訟の現状

特許訴訟発生インセンティブ構造、勝訴率や損害賠償額の決定要因などに関する先行研究は数多く挙げられる。しかし、中国や日本の特許紛争に関する実証分析は非常にまれである。分析に必要とされる統計データ入手の難しさはその理由の一つである。本稿では、中国及び日本で公開された裁判書類から特許紛争に係る判決や裁定に関する情報を整理し、実証分析に耐え得るデータベースの構築を試みる。

1. データソース

「中国法院知識財産権保護状況（2015）」によると、中国の裁判所が知的財産権訴訟における審判を強化し、知的財産権保護の公正性を保つために、「中国裁判文書網」、「上海市高級人民法院網」や「広東法院網」等を通じて、裁判書類の公開を推進している⁵。特に中国最高人民法院が管理している「中国裁判文書網」において、公開された裁判記録は、2017年4月1日の時点までにすでに2800万編を超えている。

本稿では、“発明専利”と“特許権侵害訴訟”というキーワードを用いて、「中国裁判文書網」及び「上海市高級人民法院網」に掲載されている裁判記録を検索した。同時に、最高裁判所のウェブサイトにおける「知的財産裁判例集」に掲載されている裁判例情報に“地方裁判所”、“特許”及び“特許権侵害訴訟”というキーワードで検索を行った⁶。その結果、2004年から2016年まで新規一審案件のそれぞれ計785件と531件の判決及び裁定の全文を収集することができた。その判決の結果に関する内訳は以下の表にまとめた。

表1 判決及び裁定の内訳

(件)

	訴訟理由の不十分による不受理	管轄権異議・その他	和解	無効	非侵害	認容 (差止・金員支払い)	計
中国	2	7	3	16	229	525	785
日本	0	3	0	146	233	149	531

出所：筆者により作成

中国については管轄権等の争いが7件に達している。河野・張（2011）によれば、管轄権問題は中国の訴訟事務において極めて重要視されている。訴訟参加の便宜性のみならず、準備時間の獲得や「地方保護主義の克服」に関する有効な手段として利用されている。

一方、知的裁判高等裁判所の統計によると、2013～2015年において、東京・大阪地方裁判所に行われた特許権侵害訴訟に関して、和解の件数は101件に達しており、それに対して判決で終局した事件は181

5 工業所有権情報・研修館の「新興国等知財情報データバンク」では中国裁判所の判決について中国最高人民法院をはじめ、全国の裁判所が下した判決を調べる方法を取り上げている。しかし、こうした調べ方法で得られた判決文書のいずれも完全ではないものであることに留意する必要がある。詳細については<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/precedent/2094/>を参照。

6 当該サイトにはすべての裁判例が掲載されているわけではないことに注意しておきたい。

件であることが分かった⁷。しかし、日本において和解に関する情報は公表されていないため、本稿では、和解案件を分析の対象から除外した。

2. 特許権侵害訴訟の現状

「中国裁判文書網」、又は、最高裁の「知的財産裁判例集」に公開されている特許権侵害に関する新規一審案件の判決及び裁定の記録には原告と被告の社名、住所、委託された弁理士の氏名も含まれている。また、当事者の主張、侵害された発明特許、判決又は裁定の結果（差止請求の認容及び損害賠償額）に関する情報も示されている。最後には裁判官の氏名等も記載されている。本稿では、中国における特許権侵害訴訟の724件及び日本の531件一審判決に焦点を当てて勝訴率、敗訴の原因や損害賠償額について比較分析を行う。

図6と図7は2010年以降の中国と日本の特許権侵害事件に関する一審判決動向を示すものである。件数の推移からみると、日本の方がより安定的に伸びているのに対して「中国裁判文書網」に公開されている特許権侵害事件は2013年以降急増し、より近年のものに集中していることが分かる。他方、2015年と2016年の判決件数が2014年に比べ、減少しているとみられているが、それは「中国裁判文書網」における特許権侵害事件の判決に関する直近の情報が欠落していることによるものと推察される。

訴訟を提起した場合に、どのくらいの割合で原告が勝訴しているのかは関心が高いところであるのは言うまでもない。図6と図7では、中国と日本の特許権侵害訴訟を提起し、一審判決までに至った事件につ

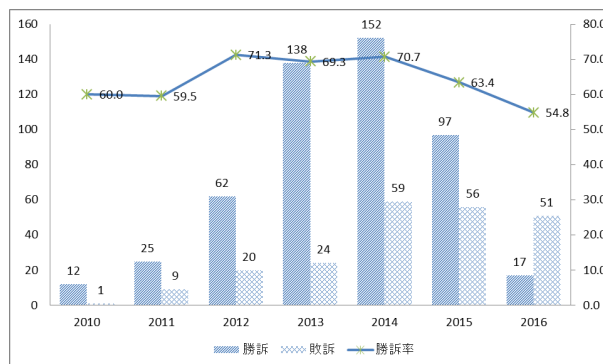


図6 特許権侵害事件における中国一審判決動向

出所：筆者により作成

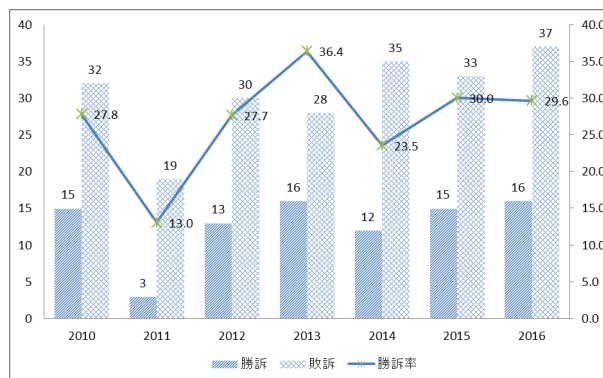


図7 特許権侵害事件における日本一審判決動向

出所：筆者により作成

7 <http://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>を参照。

いての勝訴率（勝訴数／勝訴数+敗訴数）を示している⁸。

中国の特許権侵害事件の訴訟にあたって、勝訴率は63%前後に推移しているのに対して、日本の方は勝訴率が低く、20%を下回る年もあることが図7より表されている。日本の特許権侵害訴訟において、原告が勝訴することは容易ではないと見て取れる。

次には、中国の特許権侵害事件の訴訟において、中国国内住居者による提訴と日本企業をはじめ、外国企業による提訴を分けて比較してみよう。その結果は図8と図9に示されている。中国国内住居者による提訴の勝訴率はより安定的、64%の周辺に動いている。それに対して、日本企業をはじめ、外国企業、又は外国人による提訴の勝訴率はサンプルのサイズが小さいために、変動が激しいが、平均的に71%に上っていることが分かる。しかし、直近の2014と2015年のデータのトランケーテッド要素を除けば、外国人による一審提訴の勝訴率は決して高いとは言えない。

一方、特許権者が敗訴した事件を、「権利無効」と「非侵害」に分類することができる。「権利無効」と「非侵害」は特許権侵害訴訟における敗訴の主な原因とみられている。図10と図11は中国と日本の一審敗訴における「権利無効」と「非侵害」の割合を示している。中国に比べ、日本の「権利無効」の割合はやや高く、権利無効により敗訴となった件数は敗訴全体の2～3割前後となっていると見て取れる。それに対して、中国における権利無効により敗訴となった件数は敗訴全体の1割程度であった。

すでに述べたように、特許権侵害訴訟にあたって、中国のバイファークションシステムと異なり、日本では、特許権侵害訴訟における無効の抗弁と特許庁における無効審判というダブルトラックシステムを採

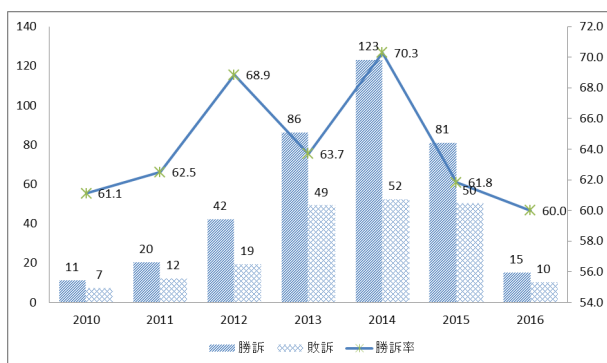


図8 中国国内住居者提訴の一審判決動向

出所：筆者により作成

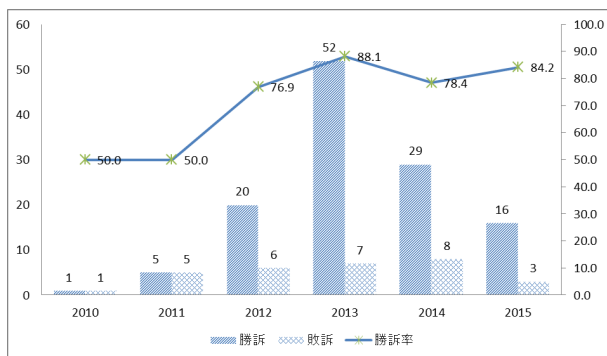


図9 外国企業及び個人提訴の一審判決動向

出所：筆者により作成

8 敗訴には権利無効と非侵害が含まれる。

用している。裁判所では、被告の侵害特許権の無効抗弁に対して、その特許の有効性について独自で判断することが可能である。こうしたことが、日本の特許権侵害訴訟における高い敗訴率に大きく寄与していると見て取れる。

特許権侵害訴訟に勝訴した場合には、損害賠償、差止請求、又はこれら両方が認められることとなる。本稿に用いられるサンプルにおいて、中国に関しては勝訴された525件のうち、差止請求容認のみの案件は14件であった。それに対して、日本の149件のうち、差止請求容認のみの案件は31件に達している。

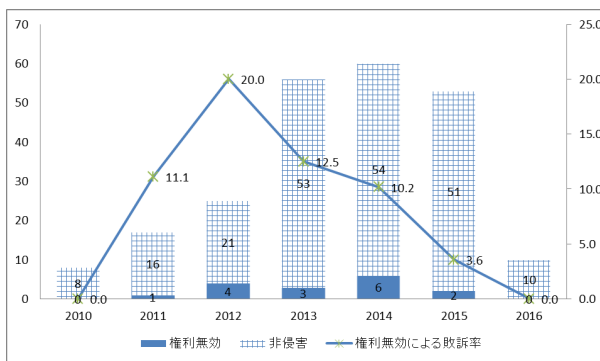


図10 中国における敗訴の原因

出所：筆者により作成

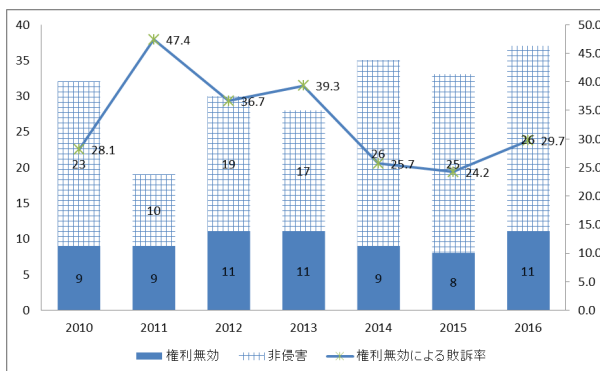


図11 日本における敗訴の原因

出所：筆者により作成

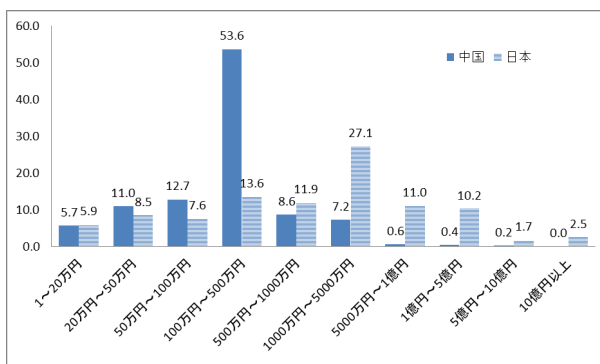


図12 日本及び中国における損害賠償額の分布

出所：筆者により作成。中国における損害賠償額を1人民元=16円で計算したもの。

差止請求の認容だけでなく、どの程度の損害賠償額が認容されるかは最も注目されているところである。図12では、損害賠償額の分布を示すものである。一般的にみると、中国に認容された損害賠償額の殆どが5000万円以下であり、100万円～500万円にある案件は最も多い。5億円以上の案件は1件のみで、約6億4千万円であった。それに対して、日本の方は1000～5000万円に集中しており、最も高額の認容額が約15億円であった。

第4節 勝訴率と損害賠償額に関する決定要因分析

中国や日本のみならず、勝訴率や損害賠償額の決定要因については予測できないものが多く絡んでいるにもかかわらず、それについての経済学視点からの実証研究が意外に少ないという指摘もある（Mazzeo et al. (2013)）。本稿では、第3節で述べた「中国裁判文書網」や最高裁の「知的財産裁判例集」から取得した2004年から2016年までのそれぞれ計724件と531件の特許権侵害訴訟に関する判決の結果に基づき、勝訴率と損害賠償額に関する決定要因を実証的に探ることとする。

1. 変数構成と推定方法

本稿では、第3節で述べた勝訴率と損害賠償額という判決結果に焦点を合わせ、それぞれの決定要因について以下の説明変数を用いて分析を行う⁹。

- (1) 本件特許ファミリーサイズ：特許権は属地主義に基づいて権利が定まるので、複数国にまたがって権利保護を受けようとする場合には、各々の国ごとに出願しなければならない。企業が海外に出願する場合には、特に翻訳作業に伴うコストが大きいと言われている。このコストの存在のため、出願国数は当該特許への主観的評価を表すよい指標とみなすことができる。特許ファミリーサイズが大きいほど、勝訴の確率が高く、より大きい損害賠償額の認容に繋がると期待される。
- (2) 本件特許クラス数：一特許に含まれる発明が複数の技術分野にまたがることがある。より多く技術分野を有する発明はより数多くの特許請求項を求めることとなる。Lanjouw (1998) では、請求項と特許権の経済価値に対する関連性を支持する実証結果を示された。しかし、一方で、技術分野にまたがること自身は特許の藪に繋がり、結果的には裁判所に有利な判決をもたらすことを妨げることになる可能性があるとしてCremers (2009) により指摘されている。本稿では特許に付与されている4桁の国際特許分類（IPC）を用いて特許クラス数を測ることとする。
- (3) 原告及び被告企業の規模：Lanjouw and Lerner (2001) とLanjouw and Schankerman (2004) によれば、訴訟費用について、小規模の特許権者の方が重い。同時に、小規模な特許権者に所有されている特許は大きな規模をもつ特許権者の特許より特許権侵害訴訟を提起される確率が高いと言う。Mazzeo et al. (2013) では、企業の規模と損害賠償額との関連について実証研究が意外に少ないと指摘している。彼らの研究では被告企業の規模に注目し、損害賠償額との関連を、米国データを用いて分析を行った。その結果は両者の間に正の関係をもつことを示した。大企業の方は和解より裁判に臨む傾向が強く、結果的には損害賠償金に正の影響をもたらし効果があったと言う。本稿では、中国と日本のそれぞれの原告及び被告企業を個人、小型企業、中型企業と大型企業に分類し、勝訴率や損害賠償金額との関連を調べる¹⁰。

9 特許データに関する情報はすべて特許データベースPatstat ver. Oct. 2016から得た。

10 中国について、工業和信息化部「中小企業劃型標準規定（2011）」に照らして、従業員数が100人以下を小型企業、100人～2000人を中型企業、2000人以上を大型企業としている。日本については、中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に従い、20人以下を小型企業、20人～300人を中型企業、300人以上を大型企業としている。

- (4) 国ダミー：本稿の実証分析にあたって、中国については、日本企業、欧州企業及び米国企業という三つの国ダミーを利用する。日本について、外国企業ダミーを用いる。こうしたダミーに基づき、国内住居者と外国企業との間に勝訴率と損害賠償額という判決結果に関して有意な差があるかどうかを解明する。
- (5) 年ダミー：2004年～2016年の年ダミーを回帰モデルに取り込み、勝訴率と損害賠償額という判決結果を時間に連れてどのように変化するかを検討する。

本稿では、勝訴ダミー及び非侵害ダミーを被説明変数とした回帰分析において、Logit回帰モデルを利用し、損害賠償金額の対数値を被説明変数とした回帰分析においては、最小二乗推定法を利用する。同時に、ヘックマンの2段階推定法をも用いて、以上の二つの推定結果を検証する。2段階の推定法は以下のように行われる。

まず、第1ステップとして、勝訴ダミー（勝訴の場合は1、その他ゼロ）に関する二項選択モデルについてプロビット推定し、特許ファミリーサイズをはじめ各要素の推定値を得る。次に、第2ステップとして、第1ステップで得られたパラメータ損害賠償額の回帰方程式に代入し、損害賠償額の認容額 >0 のサンプルについて最小二乗推定し、パラメータ推定値を得る。これは一致推定量であると言われている(Wooldridge (2010))。

2. 推定結果

表2は勝訴ダミーと非侵害ダミーに関する決定要因のLogitモデルの推定結果をまとめたものである。表2の第1列と第2列には勝訴ダミー（差止め請求又は損害賠償金請求が容認された場合は1、その他はゼロを取る）に関する特許ファミリーサイズ、特許クラス数、原告企業と被告企業規模に関するダミー、日本企業ダミーをはじめ、欧州企業ダミーと米国企業ダミー、及び外国企業ダミー、そして、年ダミーの推定結果を載せている。第3列と第4列には裁判所が下した非侵害という判決に関する非侵害ダミーを被説明変数とした推定結果が示されている。

まず、表2の第1列と第2列において、特許ファミリーサイズの推定値が有意ではないが、特許クラス数については中国と日本ではともに負且つそれぞれ10%又は1%有意水準であることが分かる。それは特許に付与されたクラスの数が多いほど勝訴の確率にマイナスの影響を与えることを意味する。裁判所における第1段階の侵害論の審理において、より多い技術分類にまたがる侵害特許に対する充足論と無効論その他の抗弁の成否を含む裁判官の特許権侵害成立の心証が原告の不利な方向に傾ける可能性が高いと示唆される。さらに、原告企業の規模に関する推定結果をみると、中型や大型企業の方が中国と日本においてはともに、正且つ有意であり、規模の大きい企業ほど、勝訴の確率が高い。他方、日本において、被告が大型企業である場合の推定値は負且つ有意であるから、規模の大きい被告の方は、敗訴率が高いことも示唆される。最後に国ダミーについてはすべて有意ではないことが示され、外国企業であるとはいえ、勝訴率に関しては特に国内住居者との間に有意な差が認められていない。

表2の第3列と第4列をみてみよう。それらは非侵害ダミーを被説明変数とした推定結果をまとめたものである。特許ファミリーサイズと特許クラス数について、中国では、すべて有意でない。日本の場合は、特許ファミリーサイズが有意であるが、有意水準は10%であった。同時に、原告と被告の企業規模の推定結果は第1列と第2列で示された勝訴率の推定結果とほぼ正反対であり、勝訴率と非侵害という判決の決定要因はほぼ一致していることが明らかである。

表3は、損害賠償金額の対数値を被説明変数とした回帰分析の結果を示すものである。まず、特許ファミリーサイズと特許クラス数という説明変数に関する推定結果をみてみよう。中国の場合は、特許ファミ

表2 勝訴と非侵害ダミーに関する決定要因のLogit推定結果

	勝訴ダミー		非侵害ダミー	
	中国	日本	中国	日本
特許ファミリーサイズ	0.021	0.001	-0.036	0.021*
	[1.15]	[0.07]	[-1.64]	[1.93]
特許クラスの数	-0.165*	-0.313***	0.036	-0.081
	[-1.76]	[-3.05]	[0.35]	[-1.10]
原告企業規模ダミー				
小型企業	-0.174	0.407	-0.017	-0.617
	[-0.80]	[0.79]	[-0.07]	[-1.58]
中型企業	0.594**	0.894*	-0.730***	-0.583
	[2.54]	[1.90]	[-3.00]	[-1.54]
大型企業	1.129	1.511***	-1.576*	-1.482***
	[1.62]	[3.12]	[-1.93]	[-4.00]
被告企業規模ダミー				
小型企業	-0.323	-0.137	0.281	0.78
	[-1.21]	[-0.19]	[1.02]	[0.92]
中型企業	-0.222	-0.57	0.159	1.178
	[-0.78]	[-0.82]	[0.54]	[1.46]
大型企業	-0.722	-1.983***	0.881*	1.622**
	[-1.37]	[-2.71]	[1.67]	[1.98]
米国企業ダミー	-0.233		0.213	
	[-0.22]		[0.16]	
欧州企業ダミー	-0.45		0.958	
	[-0.61]		[1.15]	
日本企業ダミー	-0.009		0.601	
	[-0.01]		[0.63]	
外国企業ダミー		-0.5		0.172
		[-1.12]		[0.47]
決定係数	0.05	0.13	0.06	0.07
観測値の数	719	506	719	506

注：(1) 推定式には定数項も含まれている。

(2) []にある値はt検定値である。

(3) “***”, “**”と“*”はそれぞれ1%, 5%と10%有意水準を指す。

リーサイズがプラス、特許クラス数がマイナスと推定されたのに対して、日本では、正反対の結果が示された。損害賠償金請求の容認に関しては、中国と日本の一審裁判のアウトプットを決定するプロセスが異なっていることが示唆されている。

他方、原告の企業規模に関する推定結果について、日本の方はすべて有意でないが、中国の方はともにプラスであることが分かった。中国において、個人の原告に比べ、規模の大きい企業ほど、勝ち取る損害賠償金が相対的に大きい。その一方で、被告の企業規模に関する推定結果について、中国と日本において、大型企業の推定値がともに正且つ有意であることが示された。この結果はMazzeo et al. (2013) の米国に関する分析の結果と一致している。

原告と被告は複数となった場合は、損害賠償金請求の容認にどのような影響を与えるかを調べるため、表3には原告と被告の数という説明変数も回帰分析に取り入れた。それらの推定結果をみると、中国の方は正且つ有意であり、原告と被告が複数である場合は、請求された損害賠償金の容認金額は相対的に大きい。それは、日本の方の推定値がすべて有意でないことと対照的であった。

さらに、外国企業ダミーをみてみよう。日本の推定結果に関しては、有意ではないのに対して、中国に

表3 損害賠償金額に関する決定要因のOLS推定結果

	中国	日本
特許ファミリーサイズ	0.016**	-0.130***
	[2.08]	[-3.10]
特許クラスの数	-0.125*	0.339
	[-1.85]	[1.05]
原告企業規模ダミー		
小型企業	0.621***	-0.325
	[3.78]	[-0.33]
中型企業	0.485***	-2.106**
	[3.64]	[-2.13]
大型企業	1.861***	-0.892
	[3.28]	[-0.97]
被告企業規模ダミー		
小型企業	0.857***	1.743
	[5.16]	[1.16]
中型企業	1.148***	1.919
	[6.82]	[1.43]
大型企業	1.978***	2.826**
	[4.47]	[2.06]
原告数	0.564***	0.309
	[3.01]	[0.42]
被告数	0.266***	-0.143
	[3.77]	[-0.16]
米国企業ダミー	-0.959	
	[-1.61]	
欧州企業ダミー	-1.647***	
	[-2.88]	
日本企業ダミー	-1.505**	
	[-2.52]	
外国企業ダミー		0.256
		[0.14]
決定係数	0.34	0.25
観測値の数	482	130

注：(1) 推定式には定数項も含まれている。

(2) []にある値はt検定値である。

(3) “***”, “**”と“*”はそれぞれ1%, 5%と10%有意水準を指す。

おいては、日本企業をはじめ、外国企業ダミーの推定値はマイナスと推定された。それは中国における日本企業をはじめ外国企業の多くは訴訟裁判において損害賠償金の獲得よりも差止めの方を重視していると解釈することができる。

表4はヘックマンの2段階推定法による推定結果をまとめたものである。そのうち、セレクトモデルの推定結果は勝訴率に関する回帰である。セレクトモデルと損害賠償額の回帰式における誤差項の間には有意な相関があることをInsigmaの推定値から認められた。こうした相関関係をコントロールした結果をみると、セレクトモデルと損害賠償額の推定結果は表2と表3に示されたLogitモデル推定及び最小二乗推定法の結果とほぼ一致していることが見て取れる。

表4 勝訴と損害賠償額に関する決定要因のヘックマンの2段階推定結果

	中国		日本	
	セレクトモデル	賠償金対数値	セレクトモデル	賠償金対数値
特許ファミリーサイズ	0.018*	0.014	0.004	-0.128**
	[1.93]	[1.55]	[0.45]	[-2.20]
特許クラスの数	-0.09	-0.111*	-0.188***	1.072***
	[-1.57]	[-1.72]	[-3.60]	[3.06]
原告企業規模ダミー				
小型企業	-0.157	0.581***	0.236	-0.652
	[-1.19]	[3.72]	[0.84]	[-0.35]
中型企業	0.310**	0.444***	0.509*	-3.348*
	[2.31]	[2.90]	[1.93]	[-1.92]
大型企業	0.539	1.896***	0.947***	-4.170**
	[1.37]	[5.44]	[3.65]	[-2.41]
被告企業規模ダミー				
小型企業	-0.23	0.944***	0.117	1.984
	[-1.47]	[5.58]	[0.29]	[0.78]
中型企業	-0.129	1.231***	-0.157	3.1
	[-0.77]	[7.21]	[-0.41]	[1.27]
大型企業	-0.531*	2.107***	-0.942**	8.551***
	[-1.72]	[5.62]	[-2.38]	[3.29]
原告数		0.579***		-0.001
		[3.00]		[-0.00]
被告数		0.290***		0.4
		[4.00]		[0.63]
米国企業ダミー	-0.085	-0.981**		
	[-0.15]	[-2.17]		
欧州企業ダミー	-0.292	-1.692***		
	[-0.72]	[-4.93]		
日本企業ダミー	0.192	-1.650***		
	[0.40]	[-4.29]		
外国企業ダミー			-0.336	1.724
			[-1.25]	[0.91]
athrho		-0.081		-2.436***
_cons		[-0.20]		[-7.98]
lnsigma		0.069*		1.815***
_cons		[1.89]		[20.50]
観測値の数		732		510

注：(1) 推定式には定数項も含まれている。

(2) []にある値はt検定値である。

(3) "***", "**"と"*"はそれぞれ1%, 5%と10%有意水準を指す。

第5節 結び

本稿では、中国と日本における特許権侵害訴訟の一審判決のアウトプットに焦点を当てて、勝訴率や損害賠償金額の容認に関する決定要因を実証的に分析するために、日本の最高裁判所のウェブサイトの「知的財産裁判例集」に掲載されている地方裁判所の裁判記録、及び、中国最高人民法院の「中国裁判文書網」に最近公開された中級人民法院の裁判記録にそれぞれ“特許”と“発明専利”というキーワードを用いて、検索し、それぞれ531件と785件の判決又は裁定に関する情報を収集できた。そのうえで、中国と日本にお

ける特許権侵害訴訟の現状を地方裁判所の裁判記録に基づき、比較しながら概観した上で、日本と中国における特許権侵害訴訟における勝訴率と損害賠償金額に関する計量分析を行うことを試みた。主な結果は以下の通りである。

- (1) 全般的にみると、近年中国の特許に関する訴訟の案件件数は急増しており、日本国内の特許に関わる訴訟案件の数が年々低下することと対照的である。中国における特許訴訟の中身をみると、特許権侵害に関する訴訟が多く、特許訴訟全体の約60%を占めている。
- (2) 特許権侵害訴訟の判決にあたって、日本の状況に比べ、中国における訴訟率が高いことが分かる。権利無効に関して、中国と日本はバイファーケーションシステムとダブルトラックシステムという異なる制度をとっていることがその差異の一因となることがあると見て取れる。両国において、外国企業が提訴を行った場合は、国内住居者より勝ち取りの比率が高いとはみられない。その一方で、損害賠償額請求については、日本の裁判所で下された認容額の方がやや大きいと見て取れる。
- (3) 勝訴率に関する実証分析の結果によると、侵害された特許の特許クラスの数と勝訴率とともにマイナスの影響を与えると同時に、企業規模の大きい原告の勝訴の確率が中国と日本の両国においても高いことが示された。
- (4) 損害賠償金額に関する回帰分析において、中国の場合は、特許ファミリーサイズがプラス、特許クラス数がマイナスと推定されたのに対して、日本では、正反対の結果が示された。損害賠償金請求の容認に関しては、この二つの決定要因に絡む中国と日本の一審裁判の決定プロセスが異なっていることが示唆されている。他方、中国において、個人の原告に比べ、規模の大きい原告企業ほど、勝ち取る損害賠償金が相対的に大きい。中国と日本において、被告が大型企業である場合は、より大きな損害賠償金を支払うこととなり、この結果はMazzeo et al. (2013) の米国に関する分析の結果と一致している。
- (5) 本稿における中国の特許権侵害訴訟に関する実証分析は中国における極めて少ない実証研究の中の一つとして位置付けることができる。中国の特許権に関する法施行については本稿の結果が勝訴率の決定プロセスにおいて日本に近づいていることが確認できる。しかしその一方で、損害賠償金請求の容認に関する決定プロセスにおいて一部が異なっていることも示された。

中国と日本は同様に、特許権侵害訴訟に至るまでの、そして、和解に関する情報は殆ど公開されていない。そのため、先行研究のような特許訴訟発生インセンティブ構造や和解の決定プロセスに関する計量的な分析は極めて難しい。しかし、比較分析の観点からみれば、中国と日本との法環境の違い、特に、特許権侵害訴訟にあたって、中国に実施されているバイファーケーションシステムと異なり、日本では特許権侵害訴訟における無効の抗弁と特許庁における無効審判というダブルトラックシステムを採用していることで、その差異が特許権侵害訴訟のアウトプットにどのような影響を与えているかをさらに検討する価値があるとみられる。このことを今後の研究課題に委ねることとしたい。

参 考 文 献

- Bessen, James and Michael J. Meurer (2005), "The Patent Litigation Explosion," Boston University Law School, Working Paper Series, No. 05-18
- Cremers, Katrin (2009), "Settlement during patent litigation trials. An empirical analysis for Germany," *Journal of Technology Transfer*, Vol. 34, pp. 182-195.
- Cremer, K., F. Gaessler, D. Harhoff, C. Helmets and Y. Lefouili (2016). "Invalid but infringed? An analysis of the bifurcated patent litigation system," *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol. 131, pp. 218-242.

- Hu, Albert Guangzhou and Gary H. Jefferson (2006), "A great wall of patents: What is behind China's recent patent explosion?" memoir, Department of Economics, National University of Singapore
- Kim, H. and J. Song (2013), "Social network analysis of patent infringement lawsuits," *Technological Forecasting and Social Change*, Vol.80, pp. 944-955
- Lanjouw, J. O. and M. Schankerman (2001), "Characteristics of patent litigation: A window on competition," *Rand Journal of Economics*, Vol.32, pp. 129-151
- Lanjouw, J. O. and M. Schankerman (2004), "Patent quality and research productivity: Measuring innovation with multiple indicators," *Economic Journal*, Vol.114, pp. 441-465
- Lanjouw, J. O. (1998). "Patent protection in the shadow of infringement: Simulation estimations of patent value," *Review of Economic Studies*, Vol. 65, pp. 671-710.
- Love, Brian, Christine Helmers and Markus Eberhardt (2016), "Patent litigation in China: Protecting rights or the local economy?" memoir, Santa Clara University School of Law
- Mazzeo, Michael J., Jonathan Hill and Samantha Zyontz (2013), "Explaining the 'unpredictable': An empirical analysis of U.S. patent infringement awards," *International Review of Law and Economics*, Vol.35, pp. 58-72
- de Nooy, W., Andrej Mrvar, Vladimir Batagelj (2005), *Exploratory Social Network Analysis with Pajek*, Cambridge University Press, New York
- Tsai, Chieh-Yuan and Nguyen Ngoc An (2015), "Network analysis of patent infringement in pharmaceutical industry," Proceedings of The Fourth International Conference on Informatics & Applications, Takamatsu, Japan, 2015
- Wooldridge, J. M. (2010). *Econometric Analysis of Cross Section and Panel Data (Second Edition)*, The MIT Press.
- 河野英仁・張嵩 (2011), 「中国特許訴訟実務概説」, 社団法人発明協会
- 韓秀成 (2005), 「中国専利史話」, 『中国知識産権報』, 2005年12月19日
- 柚木孝裕 (2011), 「特許権侵害訴訟のパネルデータ分析: 知財高裁法施行による侵害認定の変化に関する定量的分析」, 『知財研紀要』, Vol. 20, No. 7, pp. 1-7
- 魏啓学・劉新宇 (2015), 「中国の知的財産権裁判所について」, 『パテント』, Vol. 68, No. 2, pp. 111-114
- クリストフ・ラーデマッハー (2011), 「日本における特許権行使」, 『知財研紀要』, Vol. 20, No. 9, pp. 1-5
- 呉孟秋・李慧 (2016), 「中国の知的財産権訴訟の現状: 知的財産権白書の分析」, 『特許庁: 新興国等における知的財産関連情報の調査』
- 劉新宇 (2002), 「中国のWTO加盟に伴う知的財産権制度の変化と展望」, 『特許研究』, No. 34, pp. 56-66
- 高部真規子 (2016), 『実務詳説 特許関係訴訟 (第3版)』, 一般社団法人 金融財政事情研究会
- 張星源・中田喜文 (2012), 「日本企業の中国における特許出願に関する再考」, 『知的財産政策研究』, vol. 39, pp. 133-155
- 特許庁 (2010), 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会, 第28回特許制度小委員会, 資料 1
- 山口和弘・長野悦子 (2015), 「データから見る日本における特許侵害訴訟の現状」, 『ソウエイボイス』, August, pp. 14-17

Empirical Analysis of Patent Litigation: A Comparison Study between Japan and China

Xingyuan Zhang, Jiaming Jiang

Abstract

In this paper, we gathered the data from public sources for analyzing the outcomes of 531 cases and 785 cases decided respectively by Japanese and Chinese courts at the first trial of patent litigations between 2004 and 2016. Using these data, we implemented a comparison analysis on recent patent litigations between Japan and China. Moreover, combining with information from Patstat, a patent database, for the patents infringed, we did an empirical analysis on determinants of trial win rate and rewards in patent litigations both for Japan and China.

Our estimated results suggest that China has the determinants on rates of success and appeal which very similar to those in Japanese patent suits. On the other hand, however, for infringement awards, those that influence the outcome of the courts are quite different between the two countries.

JEL classification: O34, O31, O30, K39, C01

Key words: Patent infringement, Trial win rate, Award, Comparison empirical analysis